

# 「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」の パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成30年11月5日（月）～ 平成30年12月4日（火）

2 意見の件数 37件

3 意見提出者数 3人

## 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	3人	0人

## 5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	計画の修正全般に関する意見	3件
2	各計画に共通する意見	15件
3	地震災害対策計画に関する意見	5件
4	風水害対策計画に関する意見	2件
5	パブリックコメントに関する意見	6件
6	その他の意見	6件
	合計	37件

= 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市 市民安全部 防災対策課 政策担当  
0467-82-1111（内線1465）  
e-mail:bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■計画の修正全般に関する意見（3件）

#### (意見1)

パブコメ資料はポイントも書かれ新旧対照もあり丁寧に書かれているとは思うが、なにしろ広域（市・町）民間（電力ホ）市民・気象庁・マスコミ・・・そして水道等々（県国他）多々関連するとと思うので更なる点検をし計画を立ててほしい  
たえば 感震ブレーカーの件「町ぢから」等々の機関はどうなっているのか そして今国会で水道事業の民営化も審議されているとか等々

#### (市の考え方)

地域防災計画は、災害対策基本法第34条及び第42条により、災害及び災害の防止に関する科学的研究の成果や、発生した災害の状況及びこれに対して行われた災害応急対策の効果等を勘案し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないとされております。

また、地域防災計画は、市をはじめ、国、県等の機関やライフライン事業者等の防災関係機関等で構成される防災会議が作成する計画です。本市では、平成30年2月に修正しておりますが、今回の修正素案につきましても、「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」の「1 計画修正の考え方」でお示ししておりますとおり、近年の災害等を踏まえ、地域の防災対策をより一層推進するため、関係機関と協議しながらとりまとめたものとなっております。

市といたしましては、日本各地で発生している災害の教訓を踏まえ、防災関係機関と連携協力しながら、引き続き、計画の改善を図り、本市の防災体制の向上に努めてまいります。

#### (意見2)

「男女共同参画の視点」は、いづれの分野でも不可欠なファクターです。防災においてもこの視点を明記したことは当然のことと思われます。

しかし、文章は練でおらず、どこからか抜き出したように感じられます。

要は、『「男女の人権」を尊重する』だけでも十分の様に思われます。

#### (市の考え方)

平時及び災害時の防災対策を進める中で、様々な場面において男女共同参画の視点に配慮することが求められており、根本的にはご意見のとおり「『男女の人権』を尊重する」ことであると考えます。

男女の人権を尊重した防災対策の実施に関し、内閣府男女共同参画局が平成29年3

月に発表しました「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」では、男女共同参画の視点を含めた取り組みを迅速に行うことのできた自治体の要因として、「地域防災計画や防災マニュアル等に規定してあるとおり取り組んだ」ことが挙げられております。

そこで、今回の修正にあたりましては、平時及び災害時に男女共同参画の視点に配慮した防災対策を進める上での指針となるよう、その内容について具体的に記載いたしました。

#### (意見3)

小見出し項目は、「旧」に事例的に個別的表现が削除され、「新」の中では総括的表現にインクルシーブされました。

従って具体的な記述が無くなった分、理解が滞りました。

啓発事業の中で具体的に事象を説明する様図ってください。

#### (市の考え方)

各節の小見出しにつきましては、その記載内容の進捗等を踏まえ整理する中で表現を一部修正しています。計画に基づき様々な機会を捉え防災に係る周知・啓発を進めておりますが、その中では画像や映像等を用い、具体的な事例について分かりやすく説明してまいります。

### ■各計画に共通する意見（15件）

#### (意見4)

さて茅ヶ崎地域防災計画の修正についてー茅ヶ崎地域防災計画（修正素案）ですが、災害対策基本法の改正に伴う修正とありますが、当法改正された条文はどうなっているのか。資料4・5にあるのでしょうか

#### (市の考え方)

今回修正した箇所のみならず、地域防災計画は災害対策基本法や水防法等の関係法令に基づく内容も多く記載しておりますが、それぞれの記載箇所において根拠条文までは記載しておりません。

しかしながら、計画修正にあたりましては、パブリックコメント資料の中で主な修正内容については、修正する必要が生じた根拠法令及び条項を記載するほか、法改正に基づく修正以外の修正内容についてもその原因となった事柄を記載することにより修正理由を明示することに努めました。

(意見 5)

当市避難場所や諸ハザードマップ等の周知・啓発もまだまだ必要と思う（広域避難場所や避難場所・・・の異も含め）

(市の考え方)

地震や津波、洪水や土砂災害等、対象とする災害により、求められる避難行動や避難先は異なってきます。こうした災害の種別に応じた避難行動につきましては、これまでにもハザードマップ等を活用しながら市民まなび講座や消防防災フェスティバル等の様々な機会を捉え、周知を図ってまいりました。

この「災害の種別に応じた避難の周知・啓発」につきましては、ご意見のとおり引き続き取り組んでいく必要があると考え、今回の修正の中で、平常時における避難対策の取り組みのひとつとして追加することといたしました。

(意見 6)

地域防災計画と言っても、少しでも災害が起らない街づくり都市計画からの観点からでなく、災害が起きた後の避難所はじめとした対策と思えるがその点をもっと明確に提起したらと思う。

(市の考え方)

災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るためにには、市をはじめ、国、県の行政機関やライフライン事業者等の防災関係機関による災害応急対策活動が迅速かつ効果的に行われる必要があります。そこで、防災関係機関で構成される防災会議により、各機関の災害に対する予防、応急、復旧等が地域防災計画としてまとめられています。

本計画では、道路整備等の都市計画の観点からは、「第3章 災害に強いまちづくり」の中で記載しておりますが、計画の中心としては災害が発生した際に必要となる情報受伝達や避難対策等の災害時の応急対策活動やこの災害時の活動を円滑に行うための予防対策となっています。

(意見 7)

災害予防責任者の責務が8項目が挙げられました。特にキとクが明記されたのでどのような施策が打出されるか期待です。

(意見 8)

要配慮者について

「災害予防責任者の責務」に「キ) 要配慮者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を講ずる」と明記されたことは、対象者にとって光明です。

## (市の考え方)

市をはじめ、国、県の行政機関やライフライン事業者等は、災害対策基本法により災害予防責任者として、防災に関する組織の整備、物資や資材の備蓄整備等の災害予防の義務が課せられております。この災害予防責任者の責務につきましては、東日本大震災を踏まえ「防災に関する教育及び訓練」が新たに追加されました。これらの責務については、防災会議を構成する災害予防責任者が日頃より認識したうえで、日々の防災活動に取り組む必要があると考え、第1章に追記することいたしました。

## (意見9)

### 男女共同参画の視点について（P10）

第2章第2節は防災知識の普及・啓発について 啓発対象毎（1項～6項まで）に喚起していますが、第7項は「対象」に向けた内容ではなく「視点」を述べたもので、これは第1章第8節第5で詳述されるべきものと思われます。

## (市の考え方)

「第2章第2節 防災知識の普及・啓発」では、市民等、自主防災組織、要配慮者等のように対象者ごとに6つの取組として記載しておりましたが、今回の修正案で追加しております「男女共同参画の視点に配慮した防災対策の普及・啓発」につきましては、ご意見のとおり普及・啓発する内容となっております。

この男女共同参画の視点に配慮した防災対策につきましては、特定の災害応急対策に限定されるものではなく、防災対策全般に関係するものであり、かつ普及・啓発の対象者も限定されるものではありません。したがいまして、同節内の他の取組とは視点が異なりますが、節としては「防災知識の普及・啓発」であるため、同節の取組のひとつとして追加することいたしました。

なお、ご意見いただきました第1章第8節は、「東日本大震災の教訓と継承」の節であり、特定の災害事例を基にしており、今回追加いたしました内容につきましては、東日本大震災以降に発生した災害も踏まえた内容としているため、第2章第2節での記載しております。

## (意見10)

「災害時保健福祉専門ボランティア」項目は（P15「旧」記載）、「要配慮者支援体制」から外され、「ボランティア受入体制」（P56）に組込まれました。上記「専門ボランティア」は他の分野のボランティア受入れとはフェーズが違い、「事前登録」が肝要です。更にもうひとつ前進させるためには、DMA Tと同様に「DCA T」を事前に編成しておくことが望まれます。従って「支援体制」に入れた方が適切と思われます。

## (市の考え方)

市では、災害時に専門的な資格や技能、知識を有する方によるボランティア活動を迅速かつ円滑に実施できるよう保健衛生職、福祉職、介護職のボランティアの事前登録制度を実施しております。こうした専門職ボランティアは、ご意見にございます要配慮者の支援に関する活動はもちろんのこと、避難所運営、医療救護対策や保健活動等の幅広い活動が期待されることから一般ボランティアとともに、災害ボランティアの節にまとめて記載することといたしました。

なお、災害派遣福祉チーム（D C A T）の構成メンバーとして想定される資格の社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員につきましては、専門職ボランティア登録者の資格でございますが、本市における事前登録制度は、ボランティア自身が支援者でありながら、被災者となりうる可能性も高いことが想定されます。このことから、本市の運用といたしましては、発災時の自身や家族の状況により活動の有無を判断していただいた上での活動をお願いしております。

## (意見 1 1)

「要配慮者への配慮」（P 4 5）に「食料及び生活必需物資等の備蓄を進める」とあります。特に障害者は多様で、きめ細い備蓄を検討下さい。

## (市の考え方)

要配慮者に対する食料及び生活必需物資等の備蓄につきましては、食物アレルギーのある方用の非常食や乳幼児用の粉ミルク、乳幼児及び成人向けのおむつ等を災害時に避難所となる公立小・中学校等に分散して備蓄しております。

また、発災後に迅速に調達できるよう市内の大型店と物資の優先供給に関する協定を締結するほか、県内及び県外の自治体と救援物資の提供を含む相互応援協定を締結しております。

市では、引き続き、こうした災害時に必要となる物資の備蓄、調達体制を強化するとともに、公助の中で個人の個別状況に応じた対応には限界があるため、自己備蓄（自助）の重要性について関係機関と連携しながら周知してまいります。

## (意見 1 2)

「医療救護所における活動」（P 6 0）「（3）業務内容」に医療ケア器具を使用している障害者への支援」を入れて頂きたく思います。

## (市の考え方)

発災時には人材や物資が非常に不足する可能性が高いことから、医療ケア器具を使用している障害者の方については、ご家族による支援を原則とし、平時から自助力の向上を目指した防災知識の普及・啓発活動を中心に支援しております。

医療救護所では医師会、歯科医師会、薬剤師会の先生方と市の保健師等が、傷病者へのトリアージの実施及び搬送の手配、軽症者への医療救護活動などを実施することとされており、その方が必要とする支援が可能かどうかについて、トリアージの一環として判断することとなります。

発災時にご家族による支援が行き届かない場合の対応については今後、行政でどのようにフォローしていくべきか検討を進めなくてはならないと考えております。

#### (意見13)

「防災訓練（P18）」の中で、第11項「要配慮者等に配慮した防災訓練」が明記されました。地域自主防災組織による防災訓練にひとつの課題となりました。地域福祉法人、障害者団体等の協力を得て実行計画を進めて下さい。

#### (市の考え方)

当該項目につきましては、これまで見出しとしては「その他」と表記していたものを、その内容をより明確に表すため、取組内容を踏まえた表現に修正したものです。要配慮者に対する防災対策を推進するにあたりましては、ご意見のとおり関係団体等と意見を交換しながら、協力連携し進めてまいります。

#### (意見14)

「避難行動要支援者支援制度の確立」「支援体制を整える」とあります。具体的プランを示して下さい。

#### (市の考え方)

避難行動要支援者支援制度につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正を踏まえ、平成27年10月修正の地域防災計画に位置づけました。その後、平成29年4月に茅ヶ崎市避難行動要支援者支援計画（全体計画）を策定し、平成29年度より避難支援等関係者に平常時からご自身の情報を公開することに同意された避難行動要支援者の名簿の配付を始めております。

今後は、平常時からの避難支援等関係者への名簿提供に係る同意を増やすとともに、地域での安否確認訓練や避難行動要支援者の個々人の状況に合わせた個別計画の作成等を通じて制度の実効性を高めていくことが求められます。災害による被害の軽減を図るために、避難行動要支援者をいかにして災害から守るかが重要であり、行政機関による公助に加え、地域の自主防災組織の皆様や民生委員・児童委員等の皆様と連携協力しながら、地域の中で助け合え、支え合う地域づくりに努めてまいります。

#### (意見15)

ペット対策について ペット対策としてP38に、避難所における対策が明記され

ました。反面、P36には「統一的な考えは定められていない」としています。各避難所のマニュアルを見直す必要が出て来たように思われます。

#### (市の考え方)

市では、東日本大震災を踏まえ、平成25年度に避難所運営マニュアルの見直しを行い、災害時に避難所となる公立小・中学校ごとに作成し、その後、平時の教室等の利用状況の変更を踏まえ、部分的な修正を行ってまいりました。

避難所運営マニュアルも前回の大幅な見直しから5年が経過し、この間にも日本各地では地震災害や風水害が毎年発生しております。ご意見いただきました避難所におけるペット対策をはじめ、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営など、避難所運営に関しても様々な教訓が得られているため、地域防災計画の修正等に合わせ、避難所運営マニュアルの見直しに取り組んでまいります。

#### (意見16)

「地区計画」について。同計画については、国よりガイドラインが示めされております。本修正案では、P14第6項に「必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める」としています。

市内においても、地域によって災害特性が多様であり、当然に平常時、非常時間わざ地区防災の有り方を検討する必要があります。地区計画の作定を本計画にしっかりと位置付ける必要があると思います。

#### (市の考え方)

本市では、地域の自主防災組織活動を推進するため、「自主防災組織の活動の手引」の作成や、この手引に基づく、活動マニュアルの作成に向けた講習会の開催、マニュアル作成に係る補助金の交付等を行っております。こうした本市の取組に加え、災害対策基本法の改正により、地域の防災活動に関する計画（地区防災計画）づくりが追加されたため、これまで本市で進めてまいりました地域の防災組織の活動マニュアルづくりと合わせ、法に基づく計画づくりについても本計画に追加することといたしました。

#### (意見17)

「共助」に定義が付されました（P6, P7）

この中における「地域」とはどこまでの範囲と理解するのか悩しいところです。自治会範囲か、まちじから協議会範囲とするかケースバイケースを使い分けなければならないことを強いられます。

#### (市の考え方)

「共助」とは、ある地区内の住民が連携協力して行う防災活動であり、代表的な共助による防災活動としては自主防災組織の活動が挙げられます。しかしながら、複数の自主防

災組織による連携やまちぢから協議会における防災活動、隣り近所での助け合いなど、「共助」の示す範囲は幅広いものであると考えます。

(意見18)

消された言葉。「土地利用状況」の中で（P1）

- ・「2つのゴルフ場が平野部との境界線を形成している」
- ・「市北部の市街化調整区域にはスリーハンドレッドクラブゴルフ場（中略）海岸部には、海浜と砂防林として密生した松林からなる湘南海岸公園が主な防災空間です」として文言が消えました。
- ・防災空間の確保（P18）の中で、「延焼遮断帯」という言葉に「新」に見当りません。どこかに記載があるのでしょうか

(市の考え方)

土地利用状況の変更のうち、「2つのゴルフ場」につきましては、これまでの表現では、平野部と何との境界となっているかが不明確であり、必ずしも「線」という表現が適切ではないと考え、修正素案では削除しておりましたが、ご意見を踏まえ次のとおり修正することといたしました

また、防災空間につきましては、本計画では第3章第1節で記載するとともに、資料編の中で具体的にまとめております。現状の記載では、防災空間としての機能を有する施設の一部のみ記載となっているため、土地利用状況の記載からは削除することといたしました。

なお、「延焼遮断帯」につきましては、第3章第1節の「第1 防災空間の確保」及び「第4 公園の整備」に記載しております。

◆修正部分の対照表

資料1 茅ヶ崎市地域防災計画 地震災害対策計画 新旧対照表（1ページ）

資料2 茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 新旧対照表（1ページ）

修 正 後	修 正 前
第1章 災害対策の計画的な推進	第1章 災害対策の計画的な推進
第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略)	第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件 (略)
第2 社会的条件 (略)	第2 社会的条件 (略)
2 土地利用状況 <u>本市北部の丘陵地帯は、主に市街化調整区域で山林や畑が多く、県立公園や大学、ゴルフ場などにも利用されています。</u> (削除)	2 土地利用状況 <u>本市北部の丘陵地帯の多くは山林と畑で、一部文教用地（文教大学）があります</u> (削除)

## ■地震災害対策計画に関する意見（5件）

### （意見19）

地域防災計画修正案を読ませていただきました。色々と検討されているようですが、肝心の地震災害対策について申し上げます。

先ず、現在、いちばん地震の発生の可能性の高いのは、南海地震となっています。ここ30年以内に70～80%の確率で起きる可能性が、あるとの事で先日も地震研究所の所長から説明を聞いてまいりました。湘南地域の海に面した都市に被害が出るのは津波5～10mとの事で、茅ヶ崎市も含まれています。

この事実に関して、地域防災計画地震災害対策は非常に分かりにくい表現となっています。茅ヶ崎海岸に津波が襲ったら、3か所の弱所（汐見台・中海岸・小出川）から市街に被害が起きるとの事を隠しているのでしょうか！『市民には知らせずに、自然災害だとあきらめさせするために』市民を信用して事実を告げるべきだと思います。そうすれば市長を始め全組織が、対応策を真剣に考えてくれると思います。

### （市の考え方）

ご意見いただきました津波時の3か所の弱所につきましては、平成24年6月発行の「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」においても、危険箇所であることを地図上に明示するとともに、現地の状況を示す写真や避難にあたっての注意事項を記載し、市ホームページや市民まなび講座等で周知を図っています。また、弱所と指摘いただいた部分からの浸水を想定し、ハザードマップでも浸水想定区域を示しています。

なお、国の中央防災会議防災対策推進検討会議のもとに設置された南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループが平成24年に発表した被害想定によれば、本市では、最大震度6弱、最大津波高5m、最短津波到達時間26分等となっています。これを踏まえ、本市では南海トラフ地震対策特別措置法に基づき、茅ヶ崎市地域防災計画の地震災害対策計画第8章を「南海トラフ地震防災対策推進計画」としています。南海トラフ巨大地震に対する防災対応につきましては、国でも検討が進められているところで、国の動向を踏まえ、防災体制のさらなる向上に努めてまいります。

### （意見20）

#### 海岸地区からの避難について

不幸にして大地震の為、津波に襲われたり、だい火災が発生した時、海岸地区的住民はどの道を通り逃げたらよいのでしょうか？海岸地区的東西の道は余りにも狭く、乗用車で避難する人があるとすればすぐに渋滞になり、消防車も立ち往生して、消火も出来ません。

広い道路が出来るまで、避難には絶対に車を使わない事を全市民に徹底して理解して貰うように特に記述し、徹底すべきと考えます。

### (市の考え方)

地震、津波、火災等、対象とする災害により求められる避難行動や避難先は異なってきます。ご意見のとおり、本市の道路状況を勘案すると、地震発生時には道路閉塞や交通渋滞の可能性があるため、迅速な避難を行うためには、なるべく幅員の広い道路を選択し、徒歩で避難することが原則となります。

こうした災害種別や地域特性に応じた避難行動については、これまでもハザードマップ等を活用しながら市民まなび講座や消防防災フェスティバル等の様々な機会を捉え、周知を図ってまいりました。

この「災害の種別に応じた避難の周知・啓発」につきましては、ご意見のとおり引き続き取り組んでいく必要があると考え、今回の修正の中で、平常時における避難対策の取組のひとつとして追加いたしました。

### (意見 2 1)

市民には第4章 平常時の対策 第15節 広域応援・受援体制の充実強化も市民にはあまり理解されていないように思うし、その説明ももっと必要では関連あり（情報発信）

### (市の考え方)

東日本大震災における被災地支援の取組や、その後に発生した熊本地震等の災害対応を踏まえ、被災地支援の仕組みも検討が重ねられ、平成30年7月豪雨においても、新たな応援職員の派遣の仕組みによる被災地支援が発災直後より実施されております。

一方、広域応援を受入れる自治体においては、関係者間での役割分担が明確でなかったことなど、受入側での受援体制が十分に整備されていなかったことなどが課題として挙げられています。

こうしたことを踏まえ、平成30年6月に修正された国の防災基本計画においても受援体制の実効性を高める必要性に係る修正が行われたところであり、本市にあっても実効性の高い受援体制の構築に取り組んでまいります。

### (意見 2 2)

感震ブレーカーの配布方法も再検討する必要があるのではないか  
そしてその周知啓発して完了する必要があるのではないかと思う

### (意見 2 3)

感震ブレーカー設置の市の事業についても、その啓発充実・早期（至急）（早急）に完了するとか必要ではないでしょうか  
たとえば自治会未加入者（2～3割と聞いている）に対してはどの様な方策を取っているのですか 自治会まかせにはなっていないではないでしょうか

### (市の考え方)

感震ブレーカーにつきましては、補助金制度により、設置を進めております。

平成27年度に補助金制度設計のために行った試行検証の結果、本来自ら火災を起こさないという自助の取組である感震ブレーカーの設置を自治会や自主防災組織等が主導して行うことにより、面的に速やかに普及させることが可能であることが分かりました。また、高齢者宅等の分電盤への設置サポートを地域が行うことにより、顔の見える関係が構築され地域防災力の向上につながることが更なる効果として検証されました。

補助金制度の検討を行うにあたり、感震ブレーカーの必要性や設置方法に関する知識等について自治会によりばらつきがあったことから、地域内で情報を共有し自治会間で助言や支援を行えるように、まちぢから協議会や自治会連合会をとりまとめや申請窓口として補助金制度の設計を行い、平成28年度より運用を開始しております。また、設置を検討いただいているまちぢから協議会や自治会へ対し、感震ブレーカーの必要性や設置方法に関する説明会を開催し、設置の促進を図っております。

自治会に未加入の方に対しましては、広報紙や消防防災フェスティバル等のイベント、高齢者世帯の防火訪問を活用した火災予防普及啓発活動等、庁内横断的に感震ブレーカーの普及啓発活動を行っています。

今後も、より多くの世帯への設置を進めるためには、まずは感震ブレーカーの必要性や効果についてより多くの方に知っていただくことが重要となりますので、引き続き周知・啓発を行ってまいります。

### ■風水害対策計画に関する意見（2件）

#### (意見24)

早期避難場所等々の啓発もっと十分に情報発信を十分に　たえば上記

#### (意見25)

早期避難場所について　その意味、目的を知らない人が多いと思うし　その避難場所がない地区もあります

### (市の考え方)

早期避難所とは、大雨等が予測される場合に、事前に避難を希望する方を対象に一時的に開設する避難所であり、本市では、市役所や公民館などの8か所を大雨の前に早期避難所として開設しています。

早期避難所の周知につきましては、平成29年12月発行の「洪水土砂災害ハザードマップ（想定最大規模降雨 相模川版）」において位置や目的について記載し、各戸に配布するとともに、市ホームページや市民まなび講座等において周知を図っております。

また、早期避難所の拡大につきましては、現在指定拡大に向けて取り組んでいるところですが、避難勧告等の発令等、避難の必要性が生じる場合には、当該地域の公立小・

中学校を避難所として開設し、避難者の受入れを行っています。

### ■パブリックコメントに関する意見（6件）

#### （意見26）

広報のパブコメ（意見募集）の（啓発）PR記事、掲載方法が去年度と変り、見落したり（広告民間の）広告とまちがえやすかつたり分りづらい。また、その他どのような啓発をしていますか。

#### （意見27）

市は、すぐにネット（ホームページ）に書いてあると言っても、動機がなければ市民は聞かない（接続しないと思う）。（関連あり）

#### （意見28）

市民は市役所等にあまり行かないと思う。（行っても担当課、情報コーナー（室）等だけでは分らない。）

#### （意見29）

昨年度より市政モニター制度が廃止され、その影響はないと思いますか、昨年度パブコメ応募1件・そして今年度も応募者1件というものもあると思います。

またパブコメ全体を見てもパブコメの応募者非常に減っていると思います。パブコメ応募者が少ないこと事態パブコメの意味がなくなっていると思う。（必要とは思っている。）（私は・・）

#### （市の考え方）

パブリックコメント手続は、計画の策定や条例の制定をはじめとした、市の基本的な政策等の決定過程において、市民の皆さんからご意見をいただける重要な市民参加の機会であると認識しています。

より多くの市民の皆さんに知っていただけるよう、実施にあたっては市政情報コーナーのほか、市広報紙やホームページ、広報掲示板、公共施設への掲示に加え、市役所内デジタルサイネージの活用、まちぢから協議会連絡会を通しての周知等、様々な媒体や方法を組み合わせながら周知啓発しているところです。市政モニター制度は廃止となりましたが、いっそうの周知を通した補完に努めています。

パブリックコメント手続をはじめとした市民参加の方法の実施にあたっては、案件に応じて組み合わせて実施するなど、参加の機会を幅広く提供することで充実を図るとともに、引き続き積極的な情報提供に努め、周知啓発に取り組んでまいります。

(意見 30)

当パブコメの説明会は実施しないのですか。当市議会で市より実施する回答があつたと思う。実施しないとパブコメの意味もなくなってしまうのではと思う。行なえば当内容ももっと理解できるようになると思う。充実したパブコメになると思う。実施すれば啓発にもなると思う。そして市の信用も増すと思う。

(市の考え方)

今回の修正素案につきましては、計画の全体見直しではなく、近年の法改正や災害事例を踏まえた既存の計画の部分修正となっています。修正内容についてもすでに取り組みを進めているものが多く、防災訓練や市民まなび講座等、様々な機会を捉えて周知を図っている内容となっています。そのため、説明会は行わず、関係資料の配布、閲覧により実施させていただきました。

(意見 31)

市はパブコメの概略版を作ると言っていましたが作らないのですか。昨年度概略版発行したのは1・2件非常に少なかったです。今回は1番上の綴られている修正素案がそれに当るのですか。気軽に参加できる分りやすい環境を作ったらと思う。

(市の考え方)

パブリックコメント手続を実施する際の資料については、素案や関係資料が相当量に及ぶ場合、概要版を作成するなど、案件に応じて意見を提出しやすい環境づくりに配慮することとしています。

今回のパブリックコメントに関しましては、「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」が概要版であり、その詳細な内容が資料1から資料3の新旧対照表となります。

今後とも、パブリックコメント手続の実施にあたりましては、市民の皆さんに分かりやすい資料の作成に努めてまいります。

■ その他の意見（6件）